

令和元年度 幸手市敬老会

多年にわたって社会に貢献されてきた高齢者への感謝と長寿のお祝いをするともに、「元気で100歳」を目指した活動を推進するため「幸手市敬老会」を実施します。

と き 9月16日(月・祝)
1回目／午前10時～11時40分(西・東中学校区)
2回目／午後2時～3時40分(幸手中学校区)
ところ アスカル幸手さくらホール
対 象 75歳以上(昭和19年9月15日以前生まれ)で令和元年6月1日時点で市内に住所を有する人
※詳しい内容については、決まり次第広報などでお知らせします。
問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8438 ・ FAX (44) 5600

介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう

「介護保険による住宅改修」と「福祉用具の利用」のご案内

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600

介護保険では、介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、住宅改修や福祉用具の利用をすることができます。

サービスの利用には、要介護認定(要支援1、2・要介護1～5)が必要で、自己負担割合は所得によって異なります。すでに要介護認定を受けている人は、自己負担割合の記載された介護保険負担割合証が発行されていますので、ご確認ください。

■ 住宅改修 ■

介護を必要とする人が、生活環境を整えるための住宅改修が必要な場合、申請して認められると介護保険から住宅改修費が支給されます。(支給額は、20万円を上限として費用の7～9割が支給されます)

【介護保険の対象となる工事の一例】

- ・手すりの取り付け
- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- ・段差や傾斜の解消
- ・和式から洋式への便器の取替え

※事前申請が必要です。必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護福祉課までご相談ください。工事施工後の申請はお受けできません。

■ 福祉用具 ■

日常生活の自立を助け、介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入や貸与(レンタル)が利用できます。(購入の場合、支給額は年間10万円を上限として費用の7～9割が支給されます)

【購入の対象となる福祉用具の一例】

- ・腰かけ便座(ポータブルトイレなど)
- ・入浴補助用具(入浴用いす、バスボードなど)
- ・簡易浴槽

【レンタルの対象となる福祉用具の一例】

- ・杖や歩行器
- ・工事を必要としない、手すりやスロープ
- ・車椅子や介護用ベッド(要介護2～5が対象)

※利用には申請が必要です。心身の状態にあった福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などと良く相談の上、ご利用ください。

児童手当の現況届提出を忘れずに

問合せ こども支援課(ウェルズ幸手内)
☎ (42) 8454 ・ FAX (42) 2130

提出するもの

- ・市から郵送する「現況届」
- ・厚生年金などの加入者は健康保険証の写し

※平成31年1月1日に幸手市以外に住民登録されていた人は、当時の住所を記入してください。
※児童と別居している人や実親以外の人が養育している場合、別途書類が必要となりますので、こども支援課へお問い合わせください。

提出期限 7月1日(月)

支給対象 出生の翌月から中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

児童手当を受給している人は、毎年6月に受給資格確認のため、「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当の受給を決める大切な届けです。現況届が提出されない場合は、10月支給分以降の手当を受給することができません。また、提出しないまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなります。

6月中旬に郵送しますので、必要事項を記入、押印の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送してください(窓口に持参も可)。

■■■ 後期高齢者医療制度 保険料均等割額の軽減措置が改正 ■■■

被保険者全員が負担していただく保険料の「均等割額」は、所得に応じて軽減されます。所得の少ない人への支援策(介護保険料負担軽減・10月からの年金生活者支援給付金の支給)の開始により、保険料均等割額の9割軽減の軽減割合が改正されます。

令和元年度	8,340円(8割軽減)	平成30年度	4,170円(9割軽減)
-------	--------------	--------	--------------

7月に保険料の決定通知書を郵送いたしますので、内容をご確認ください。

※軽減措置の該当・非該当は、平成30年所得が軽減判定の基礎となるため、6月下旬以降に保険年金課窓口で確認してください。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 147,197 ・ FAX (43) 1125